

議案第14号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するとともに、一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合の引上げ及び旅行雑費の廃止に伴う特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の引上げ、旅行雑費の廃止等をするため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第4条第1項中「1か月」を「1箇月」に改め、同条第2項中「100分の190」を「、100分の197.5を」に、「100分の205」を「、100分の212.5」に、「6か月」を「6箇月」に、「5か月」を「5箇月」に、「3か月」を「3箇月」に改める。

第5条第1項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に、「及び第17条から第18条の2まで」を「、第17条及び第18条」に改める。

別表中「第3条」を「第3条関係」に改め、同表に次のように加える。

教育長	690,000円
-----	----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第1条及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。
- 3 新条例第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。